

所在不明トナレリ尚工場ハ必切ニ何人カニ責却セルモノ、如キモ依然所
銀シ居レリ

二 争議 團體

工場主ニ於テ前記状態ニ在リ到底争議繼續ナルモ効果ナク然モ現
在ハ相手をナシテ以テ全員高散シテ夫々他ニ就職シタルヲ以テ本争議ハ
自然消滅セリ
右及申(通)張也

勞務第二九六九號

昭和四年十二月三日

一、二、三、一、一、一
警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社 會 局 長 官 殿
大隈神奈川各府縣知事殿

斗南電氣製作所勞働申議發生ニ関スル件

要旨

- (一) 十月廿二日直リ合計三割ノ賃金値下ヲ發表シタルニ是ト廠長ノ暴切行為ニ憤慨シタル職工全員
(三十名)ハ十二月二日嘆願書ヲ提出ス
- (二) 事業主ハ即時増給シタルニ即時罷業ス
- (三) 廠長申議因本部ヲ設置ス
- (四) 事業主ニ工場ノ閉鎖ト全員ノ解雇ス

標記工場ニ勞働申議發生シタルカ狀況左記ノ通ニ有之

記

- 一 發生ノ場所 豊多摩郡杉並町馬橋九三
- 二 事業主側 株式会社斗南電氣製作所
- 三 名 稱